

新城市における市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の承認について

1 新城市の状況

本市では、作手地区内において公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を有償で福祉輸送を行っています。

平成29年10月1日以降の運行にあたっては、必要性等を地域公共交通会議において承認をいただき「愛運輸第327号」登録証により令和2年9月30日まで運行して参ります。

令和2年10月1日以降の継続運行にあたって更新登録申請が必要であり、「地域公共交通会議で協議が調っていることを証する書類」を添付することとなっているため、今回の会議で市町村運営有償運送の必要性と旅客から収受する対価等について協議のうえ、この事業の継続承認をお願いするものです。

2 市町村運営有償運送の必要性

作手地区においては、Sバスの作手線と市町村運営による交通空白輸送を行っており、昨年10月より電話予約制デマンドバスでの運行を導入しています。

作手地区には、タクシー事業者がなく、NPOによる有償運送も行われていない状況です。一人で公共交通機関を利用できない身体障害者や要介護認定者など、身体の状況によって公共交通機関を利用することに不安を感じられる方などの通院や買い物の外出手段を確保するために福祉輸送が必要です。

福祉輸送を始めた当時、作手地区には福祉の拠点となる施設は社会福祉協議会が運営する「虹の郷」しかなく、福祉輸送を行うには介護技術のある職員が必要であり、それを行えるのは社会福祉協議会しかないため委託を続けてきました。人口減少や担い手不足が顕著であり、新しい事業所が参入する見込みもないことから、今後も市町村運営による事業の継続が必要であります。

3 市町村福祉輸送の概要

(1) 運送の区域

新城市内

(乗車場所又は到着場所のいずれかが新城市の区域内)

(2) 旅客から収受する対価

最初の1.5キロまでは350円、加算運賃1キロまで毎に50円

※一般乗用旅客自動車運送事業運賃（尾張・三河地区）

普通車 最初の1.178キロまでは600円

加算運賃251メートルまで毎に90円

(3) 利用対象者

福祉輸送を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客名簿に記載されている者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

※令和2年3月31日現在、旅客名簿に記載されている者 65名

うち、身体障害者17名、要介護認定者32名、要支援認定者29名
事業対象者1名（重複あり）

(4) 自動車の種類

セダン型 1台、車いす車 1台

スズキワゴンR 豊橋500き5151（セダン型）

スズキスペーシア改 豊橋580ほ2332（車いす車）

(5) 事業委託先

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

運行管理の責任者 1名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

運転者 4名（市社会福祉協議会 作手センター所属）

※資料 令和元年度市町村運営有償運送実績